

平生町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

平生町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

教育職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務を是正することで、教育職員の健康を守りウェルビーイングを確保するとともに、教育職員が学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くこと等を通じて、子どもたちにより良い教育を存分に行うことができるようにするなど、教育職員を取り巻く環境の改善を図り、質の高い教育を行うことができるようにする。

(2) 本町の現状

本町では、学校における働き方改革取組指針等において、教育職員の働き方改革に関する施策を定め、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいる。

こうした取組により、令和6年度において、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	1人当たり 月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	37.0時間	30.4%	0.0%
中学校	56.7時間	75.3%	19.1%
小中合計	44.7時間	47.8%	7.4%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、小中学校合わせて47.8%であった。

教育職員の業務は授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や部活動の地域連携、地域展開等を行うことにより、教育職員の業務に教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%に近づける
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度に近づける

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 定期健康診断及び精密検査の受診率を 100%にする

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ 学校以外の団体（地域人材、家庭教育支援チーム、保護者等）を中心に活動する

- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・学校以外の団体（青少年育成センター指導員等）による月2回の夜間見回りを実施する
 - ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（「3分類」④関係）
 - ・コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施する
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・教師の専門性に関わるもの以外の調査について、事務職員等が中心となって回答するよう促す
 - ・公的な機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等については学校等の判断で回答を控える
 - ◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）
 - ・学校支援員や家庭教育支援チームの協力を得て実施する
 - ◆校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・共有スペース等は長期休業時に地域人材の協力を得て実施する
 - ◆部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・部活動指導員を継続配置し、地域展開の方向性について検討する
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点等の事務負担を軽減するため、教員業務支援員等の支援スタッフを活用するとともに、校務支援システムや採点支援システム等のICTの積極的な活用を推進する
 - ◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・学校支援ボランティアによる学校行事への協力を進める
 - ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援員、家庭教育支援チームと連携し、チーム学校体制を強化する

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 校長は、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員と面談を行い、必要に応じて医師との面談を受けさせるなど教育職員の健康管理に努める。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- 年次有給休暇を連続取得することで、まとまった休暇がとれるよう、各学校に対して働きかける。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、教育委員会は町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の公式ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰

りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

(4) 各学校においては、校長のリーダーシップ主導のもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(5) 教育委員会は、保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市(町/村)における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。